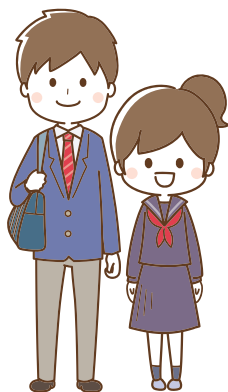


概要版

真岡市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

未来を築く元気な「もおかっ子」を育てるまち



令和7年3月

真岡市



I 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、令和2年3月に策定した「真岡市子ども・子育て支援プラン」が令和6年度で計画期間が終了することから、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに「こども基本法」に基づき策定する「市町村子ども・若者計画」を包含した「真岡市こども計画」を策定します。



2 こども基本法及び市町村こども計画とは

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。



3 計画の対象

本計画の対象は、「40歳未満までのこども・若者（ポスト青年期を含む）とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳 39歳	
こども・若者 0歳～30歳未満					
こども					
		若者			

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本計画ではこども・若者の視点に立ち、施策ごとに該当するライフステージを整理しながら展開しています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

Ⅱ 基本理念 ～真岡市が目指す姿～

こども・若者は、未来を築く大切な存在です。

こども・若者が地域に愛着と誇りをもち、未来を築くもおかつ子がふるさと真岡を愛し、夢や希望をもち、幸福を実感できるようなまちづくり、さらに、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、子育ての喜びを実感できるまちの実現を目指します。

未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

Ⅲ 施策の体系

■基本施策 1

すべてのこどもの人格・個性を尊重し、
権利が保障されてくらせるまち

- 1 「もおかつ子」の普及活動
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 障がい児施策の推進
- 4 外国籍のこども・家庭への支援
- 5 社会的自立に困難を有するこども・若者や
その家庭への支援の充実
- 6 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

■基本施策 3

すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

- 1 こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進

■基本施策 4

すべてのこどもが幸せに成長できる
家庭や環境があるまち

- 1 食育の推進
- 2 こども・若者への切れ目のない医療体制の充実
- 3 こどもの健全育成
- 4 地域活動・交流の推進
- 5 良質な居住環境の確保
- 6 こどもの遊び場の整備
- 7 こどもたちの安全の確保
- 8 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

■基本施策 2

すべてのこどもが適切に養育され、
切れ目のない支援とともに健やかに
成長できるまち

- 1 妊娠期から子育て期の切れ目のない
保健対策の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた
保健対策の充実
- 3 家庭教育の充実
- 4 未就学児教育の充実
- 5 学校教育の充実



■基本施策 5

家庭や子育てに夢を持ち、
子育てに伴う喜びを実感できるまち

- 1 ひとり親家庭等の自立支援
- 2 子育てに関わる経済的負担の軽減
- 3 子育てにおける相談・情報提供の充実
- 4 子育て支援ネットワークの強化
- 5 安心して外出できる環境の整備
- 6 家庭生活における男女共同参画の推進
- 7 子育てと仕事の両立支援の推進
- 8 出会い・結婚に向けた支援
- 9 不妊に対する支援の充実

■基本施策 6

「子ども・子育て支援事業計画」教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

IV 施策の展開（ライフステージ別）

1 出会い・結婚

社会全体で未婚率上昇の課題に取り組み、安心して家庭を築ける環境づくりを目指します。また、経済的不安の軽減や結婚・子育ての魅力を発信し、結婚を前向きに捉えられる社会の気運を醸成するとともに、出会いの場の創出など結婚支援を充実します。

婚活イベント等の開催

婚活イベント等を開催し、結婚を希望する方へ、出会いの機会の場を提供します。

その他の主な取組

- ・結婚を希望する方への結婚相談会の開催
- ・婚活セミナーの開催
- ・とちぎ結婚支援センター登録料補助事業



2 妊娠・出産

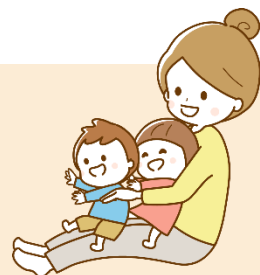
こどもを授かり安心して産み育て、「もおかつ子」の健やかな育ちを支援するため、社会全体で協働しながら、次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、こどもの健やかな成長を支援します。

その他の主な取組

- ・産前・産後サポート事業
- ・マタニティセミナーの開催
- ・妊産婦健康診査費用助成
- ・不妊治療費の助成



3 乳幼児期

妊娠期から子育て期まで母子の健康を守るため、保健指導や健康診査の充実を図るとともに、こども家庭センターを基盤とした母子保健と児童福祉の一体的支援を強化し、関係機関と連携して切れ目のない支援体制を充実します。

乳幼児健診の充実

疾病や異常の早期発見及び適切な指導のほか、保護者がこどもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図るとともに、乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上を目指します。



その他の主な取組

- ・心理発達相談の実施
- ・ことばの教室の開催
- ・真岡市こども発達支援センター
ひまわり園

◆こども家庭センターとは・・・

【児童福祉機能】

家庭相談員がこどもと家庭の悩みに対応し、関係機関と連携して必要な支援につなげます。

【母子保健機能】

すべての妊婦と面接し、支援が必要な場合は関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで支援します。

4 学童期・思春期

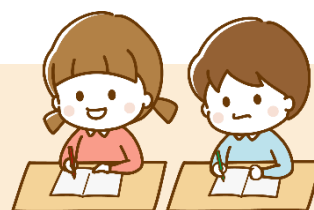
こどもたちの生きる力を育み、心身の健やかな発達を促すため、地域や家庭と連携した特色ある学校づくりを推進します。また、こどもたちの未来を支える教員の指導力向上に向け、指導や研修の充実を図ります。

I C Tを活用した学校教育の推進

1人1台端末の配付、電子黒板の導入により、授業でI C Tが効果的に活用されることで、児童生徒の授業の理解度が高まっています。さらなる学力向上につなげるため、教職員のスキルアップを図り、I C T教育の推進を図ります。

その他の主な取組

- ・コミュニティ・スクール推進事業
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・思春期教室の開催



5 青年期

すべてのこどもが意見を表明し、まちづくりに参画できる環境を整えるとともに、政策に反映する仕組みを構築します。また、社会的自立が困難なこども・若者を支えるため、地域全体で支援体制を強化します。

もおか若者会議

若者のまちづくりに参画する機会の創出や未来を担う人材の育成を図ることを目的に、異業種間の交流や、真岡市の未来についての研究、若者のリアルな意見を聴く事業の運営等を行います。

その他の主な取組

- ・真岡まちづくりプロジェクト（通称まちつく）
- ・真岡すきすきシェアクラブ活動事業
- ・保育士等就職支援金交付事業
- ・奨学金制度



6 子育て当事者

様々な媒体を活用して情報提供を強化し、子育て家庭が適切なアドバイスを受けられる環境を整えます。また、児童手当やこども医療費助成などの支援を充実させ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

もおか子育てガイドブックの充実

妊娠期から義務教育までのお子さんのいるご家庭にお役に立つ多くの情報を掲載します。こども家庭課、市民課、二宮支所、子育て支援センターにて配布するほか、ホームページにも掲載します。

その他の主な取組

- ・赤ちゃん誕生祝金
- ・出産準備手当（マタニティ手当）
- ・保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度
- ・就学援助制度



V 子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 保育所（園） ○認定こども園
- 幼稚園

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当



地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育）
- ⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業
（病児・緊急対応強化事業）
- ⑪放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力開発事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰産後ケア事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）

幼児教育・保育無償化の制度

保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通う3歳から5歳までのこどもの利用料（保育料）及び第2子利用料（保育料）が無償となります。また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの利用料（保育料）を無償にします。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から満3歳未満を対象として、月一定時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる制度で、令和8年度より開始となります。

VI 複合交流拠点施設「monaca」

真岡市複合交流拠点施設「monaca」は、子育て支援センター、屋内型・屋外型のこども広場、図書館、地域交流センターの「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能が連携、融合する施設で、未来を築くもおかつ子が、心身ともに健やかに成長できるように支えるとともに、市民すべてに、新たな学びと発見の機会を提供するものです。

複合交流拠点施設「monaca」

複合交流拠点施設「monaca」が地域の文化とコミュニティの拠点となるよう、子育て支援においても、市内外からの利用者の交流、読み聞かせ等のボランティア団体をはじめ、図書館、近隣施設や民間団体との事業連携など、幅広いアプローチにより事業を展開します。



真岡市 健康福祉部 こども家庭課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電話：0285-83-8131（直通）

FAX：0285-83-8619



計画書はこちらへ↑